

残された論点等 (討議用)

2024年1月26日

残された論点

<学習段階>

- **AI（学習済みモデル）を作成するために著作物を利用する際の基本的な考え方**
「非享受目的」に該当する場合／著作権者の利益を不当に害することとなる場合
〔⇒文化庁資料 5（1）ア～エ〕
(関連) AI学習用データセットとしてのデジタルアーカイブ整備に関し、アーカイブ機関が権利者ではない保有データが含まれている場合に、知財法の観点から、アーカイブ機関が法的に留意すべき事項は何か
- **ID・パスワード等の回避によるクローリングは、現行法上、どのように評価されるか（アクセスコントロール等の技術的手段の採用と権利制限規定との関係性を含む）**〔⇒文化庁資料 5（1）エ（エ）〕
- **収益還元策（契約等）と権利制限規定等との関係はどのように整理できるか（対象著作物の海賊版と権利制限規定との関係性を含む）**〔⇒文化庁資料 5（1）エ（オ）〕

<生成段階>

- **AI生成物が著作物と認められるための基本的な考え方**〔⇒文化庁資料 5（3）ア・イ〕

<生成物の利用段階>

- **学習用データとして用いられた元の著作物と類似するAI生成物が利用される場合の著作権侵害に関する基本的な考え方**〔⇒文化庁資料 5（2）ア～ウ〕

<その他>

- **生成AIと侵害責任主体論（リスク回避のガバナンス採用と責任軽減の関係性を含む）**
〔⇒文化庁資料 5（2）キ〕

【考え方等】

➔ **文化庁著作権分科会（法制度小委員会）**における検討資料は、参考資料 2（文化庁著作権分科会法制度小委員会資料「AIと著作権に関する考え方について（素案）」（令和 6 年 1 月 23 日時点版）（本文書にて「文化庁資料」）の通り。

《参考》 意見募集結果（代表的なもの）

1. AI学習のための著作権法30条の4の取り扱いについて

- (1) 30条の4の適用範囲を明確にすべき。
- (2) 情報解析の利用は30条の4により合法である。
- (3) 商業用利用としての生成AIについては、規制の対象とすべきだ。
- (4) 声や絵画などの生成・再生を目的としたAIは、享受目的に該当する。
- (5) AI学習は著作権者の利益を不当に害するものである。
 - 〔「特定の著作権者のイラスト・漫画・写真等を集中的に学習させることにより作風・絵柄を模倣する手法が
実用化されているため、著作権者の作品と競合し、利益を害する可能性が考えられる」等〕
- (6) 30条の4は文化の発展を阻害している。
- (7) 権利制限規定の見直しに関する意見
 - オプトイン方式（利用に許諾を得る仕組み）等を求める意見
 - 30条の4等の現行制度の見直しは不要とする意見

2. 生成AIの生成物と依拠性について

- (1) 特定の作家を狙い撃ちするLoRAモデル等により生成する行為は、類似性・依拠性が確認できる。
- (2) 生成AIの学習元に対して依拠性があることは、疑いようがない。
- (3) 学習済みモデルの依拠性を証明するのは難しい。
- (4) AI生成物が既存の著作物に偶然似てしまうケースは稀であることから、依拠性は、作品間の類似性から十分に判断できる。

3. AI生成物に対する権利について

- (1) 生成AIが生成したものは権利を付与すべき。
- (2) 生成AIが生成したものに人が一定以上の手を加えた場合に、権利付与すべき。
- (3) 生成AIによる生成物そのものについて、著作権は発生しない。

4. 生成AIの学習データに海賊版を使用することについて

- (1) 海賊版サイトのAI学習は容認すべきではない。

【I】-2. 著作権以外の知財との関係

残された論点

(1) 意匠法

<AI生成物の保護>

- AIを利用した意匠について、どの程度自然人が関与していれば自然人の創作と認められるか。
- 創作非容易性等の要件は、生成AI技術の進展により影響を受けるか。

【考え方等】

➡ 自然人の創作と認められるためには、**自然人が意匠の創作に実質的に関与することが必要**ではないか。

(参考)「意匠登録を受ける権利を有する創作者とは、意匠の創作に実質的に関与した者をいい、具体的には、形態の創造、作出の過程にその意思を直接的に反映し、実質上その形態の形成に参画した者をいうが、主体的意思を欠く補助者や、あるいは単に課題を指示ないし示唆したにとどまる命令者はこれに含まれないものと解される」(大阪高判H6.5.27〔クランプ事件〕)

《意匠の創作者として認められない例》

- ・ 「本件製品全体の形状のごく一部を占めるにすぎず、本件製品の形状の全体により視覚を通じて起こさせる美観には大きな影響を及ぼさないものであるから、控訴人は、本件意匠の創作に実質的に関与した者ということとはできない。」(知財高判R4.2.9〔入れ歯入れ容器事件〕)
- ・ 「当該物品の部分の意匠の改変にとどまっていて物品全体から起こされる美感に影響を及ぼさない程度の意匠の創作に関与しただけであったり、また誰でも容易に創作できるようなありふれたデザインの修正を提案したりしたというだけでは、登録意匠となった当該意匠の創作をしたというに足りないといふべきである。」(大阪地判H29.10.12〔物干し器事件〕)
- ・ 「また製品化のための設計段階で本件意匠のデザインに影響を与える形状の改変を施したとしても、その改変が既提案のデザインを製品化するための強度確保や機構組込みのための技術的観点から不可避免的にされたものであるなら、それをもって意匠の創作があったとはいえない」(同上)

➡ 創作非容易性等の要件については、**AI技術の急速な進展が意匠性の判断にどのような影響を与えるかを注視しつつ、引き続き検討する必要**があるのではないか。

(2) 不正競争防止法(商品形態模倣規制)

<生成・利用段階>

- 依拠性の考え方

【考え方等】

➡ 依拠性の考え方については、**著作権の検討を応用**できる面も多いのではないか。

[⇒文化庁資料5(2)イ(イ)]

残された論点

(3) 不正競争防止法（営業秘密・限定提供データ）

<学習段階>

- **記事DBや同DBに含まれる記事は限定提供データに当たり得るか。他者が関連記事を公開している場合はどうか。**

【考え方等】

➡ 限定提供データの要件（限定提供性・相当蓄積性・電磁的管理性）を満たす場合には、**記事DB（データセット）は限定提供データとして保護されるのではない**か。

他方、**個別の記事（データ）については、相当蓄積性を満たさず、限定提供データとして保護されない**のではないか。（ただし、一連の行為により相当量蓄積されたデータの不正取得等に該当する場合には、不正競争行為に該当すると判断されるおそれがあるのではないか。）

また、他者がオープンなデータとして相当量蓄積した記事DBと同一のDBを公開している場合には、**限定提供データとしての保護が及ばないと考えられるのではない**か。

いずれにせよ、学習段階でのデータが営業秘密・限定提供データに当たるか否かや、その使用が不正競争行為に当たるか否かについては、既存の不正競争防止法における考え方が妥当し、生成AI特有の問題は無いのではないか。

残された論点

(3) 不正競争防止法（営業秘密・限定提供データ）（続き）

<生成・利用段階>

● 営業秘密・限定提供データの入力とその効果

営業秘密・限定提供データを学習用データ及び/又は学習済みモデルへの入力として使用して得られた生成物は、営業秘密・限定提供データに該当するか。また、生成物を一般に公開した場合、元の営業秘密・限定提供データの秘密管理性・限定提供性が否定されるか。

● 営業秘密等違反により学習済みモデルが作成された場合の効果

営業秘密又は限定提供データ規制違反により学習済みモデルが作成された場合、その「学習済みモデル」の使用や生成物の利用は、営業秘密や限定提供データの使用・開示等として不正競争防止法の規制対象か。

【考え方等】

- ➡ 営業秘密・限定提供データを使用して得られた学習済みモデルや当該モデルの出力（AI生成物）については、**学習済みモデルやAI生成物に、元の営業秘密・限定提供データ（それらと実質的に等しいものを含む。）が含まれている場合には、その使用・開示が元の営業秘密・限定提供データの使用・開示に該当し、そうでない場合には該当しないと考えるべきではないか。**

なお、生成AIの利用に関する営業秘密・限定提供データの保護については、「限定提供データに関する指針」「秘密情報の保護ハンドブック」（いずれも令和6年改訂予定）の記載も参考になる。

残された論点

(4) 肖像権・パブリシティ権

- **生成AIについて、具体的にどのような場合に、肖像権・パブリシティ権の侵害があると考えられるか。**
 - ・ 適用場面・条件の考え方
(AI生成物に他人の肖像等が含まれ、それを利用する行為において、侵害となる場面はあるか)
 - ・ 声は肖像権やパブリシティ権で保護され得るか

【考え方等】

➡ AI生成物に他人の肖像が含まれ、それを利用しようとする場合に、それが肖像権を侵害するものと言えるかについては、**肖像権侵害に関する一般的な判断と同様になるのではないか。**

その場合、判例に従えば、肖像権侵害に係る一般的な基準としては、**被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して、人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかにより判断することになると考えられる**（最判H17.11.10民集59巻9号2428頁〔法廷内撮影事件〕等参照）。

なお、各要件についての具体的な考慮要素及び判定基準は、デジタルアーカイブ学会「肖像権ガイドライン」（2023年4月補訂版）においても紹介されており、肖像が含まれるAI生成物の公開についても、参考になると考えられるのではないか。

※ 声の保護については、資料2（「生成AIと知的財産権に関する横断的見地からの検討」）において検討。

《参考》 意見募集結果（代表的なもの）

1. 知的財産権（主として産業財産権）との関係に関する意見

- (1) 学習用データとして入力する行為は、意匠権・商標権等を侵害するものではない。
- (2) AI生成物は、学習元の知的財産権を侵害しているのではないか。
- (3) AI生成物を利用することは、一定条件の下で意匠権・商標権等の侵害になるのではないか。
- (4) 生成AIによる画像生成は、意匠権侵害となる可能性があるのではないか。
- (5) 生成AIの利用は既存の登録商標の侵害にもあたるのではないか。
- (6) AI利活用拡大を見据えると、意匠特有の観点での留意も必要と考える。
- (7) AI作品も法的に保護すべきだ。

2. 不正競争防止法との関係に関する意見

- (1) 不正競争防止法に反していると判断すべきだ（周知商品等表示、著名商品形態、営業秘密、限定提供データ、品質誤認）。
- (2) 不正競争防止法で既存のコンテンツの権利を保護すべきだ
- (3) 不正競争防止法の法改正やガイドラインを検討すべきだ
- (4) 不正競争防止法で生成AIの学習を禁止すべきだ。
- (5) 作風や画風を不正競争防止法で保護すべきだ。
- (6) 営業秘密保護要件の観点からの検討を求めたい。

3. その他の法に関する意見

- (1) 肖像権の問題が生じるため肖像権で対応すべきだ。
- (2) 無断で学習・利用されている「声」の権利についても検討すべきだ。
- (3) パブリシティ権の内容で検討を行うべきだ
- (4) 名誉棄損等に該当する場合もある。

【I】-3. 技術による対応

残された論点

(共通) 技術による対応策の担保・促進方策

- 技術による対応策の採用・活用を担保する方策としては、どのようなものがあるか。
- また、誰に対し、どのように促していくことが適切か。

(1) 技術例について① (AIが生成したコンテンツを利用者が識別できる仕組み)

- 「AI生成物であることの表示」を求める場合、「AI生成物」の定義・範囲、及びAI生成物であることの表示の意義について、どのように考えるべきか。

【考え方等】

➡ AI生成物について、AIツールで生成されたことを示す表示は、**来歴管理の観点から有用**といえるのではないか。

ただし、AIツールにより生成したものについて、著作物性が認められるかについては、AIツールの利用者による創作的寄与がどの程度積み重なっているか等を総合的に考慮して、個別に判断されるものと考えられる。[⇒文化庁資料 5 (3) ア・イ参照]

《AI生成物であることの表示に関する取組例》

● Adobe社

Adobe Fireflyで生成された全てのコンテンツにおいて、AIツールで生成されたこと等を示す「コンテンツ認証情報」が含まれる仕様となっている。

(※生成AIツールの使用の事実のほか、編集内容、編集日時等の情報が、コンテンツに紐づけられて保存される。各ファイルへの直接添付やクラウドへの公開といった方法により、保存・復元される)

(参考) <https://helpx.adobe.com/jp/creative-cloud/help/content-credentials.html#>



コンテンツ認証情報例

残された論点

(2) 技術例について② (フィルタリング)

- 類似判定及び「知財権を侵害するおそれのあるデータ・コンテンツのAI入出力抑制」を行う場合、比較対象とすべきコンテンツの範囲について、どのように考えるべきか (Web上の情報は日々アップデート)。また、「知財権を侵害するおそれのあるデータ・コンテンツ」か否かの判定は、どのように客観的に行うことができるか。

【考え方等】

- ➔ 類似判定において、比較対象とすべきコンテンツの範囲については、Web上の最新情報を想定することが望ましく、また、知財権を侵害するか否かの類似判定については、裁判例を参考にすることが考えられる。しかし、各裁判例は、個別の事案を基礎とするものであるから、**厳密な判定には限界**があるのではないか。

他方、著作権が存在するキャラクターの画像生成を目的としたプロンプトは受け付けない等の調整が強化されつつある。このように、**侵害回避の観点からは、AI事業者がプロンプトにより入出力を制御する方策は有効**といえるか。

また、生成AI利用者においても、意図しない著作権侵害を回避するためには、**知的財産権に配慮する技術的手段を採用し、透明性を重視・表明する生成AIを使用することが推奨**されるとともに、AI生成物を利用する前に、一般に利用できる類似画像検索ツール等を利用し、**類似画像等の有無について事前に把握**することが推奨されるというべきか。

残された論点

(3) 技術例について① (自動収集プログラム (クローラ) による収集を拒絶する技術)

- ID・パスワード等によるアクセス制限措置を講じている場合、ID・パスワード等の回避によるクローリングは、現行法上、どのように評価されるか。

【考え方等】

- ➔ ID・パスワード等の回避による不正アクセス行為は、**不正アクセス禁止法違反として刑事罰の対象**となり得る (不正アクセス禁止法2条4項、3条、11条)。

その他の法律との関係では、**著作権法との関係については**、文化庁における現在の検討において、「このような技術的な措置が、著作権法に規定する『技術的保護手段』又は『技術的利用制限手段』に該当するか否かは、現時点において行われている技術的な措置が、従来、『技術的保護手段』又は『技術的利用制限手段』に該当すると考えられてきたものとは異なることから、**今後の技術の動向も踏まえ検討すべきもの**と考えられる。」とされている〔⇒文化庁資料5(1)Ⅰ(Ⅰ)〕。

なお、著作権法上の「技術的利用制限手段」については、その回避行為は原則として規制対象であるが、その場合であっても、「技術的利用制限手段に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲内で行われる場合その他著作権者等の利益を不当に害しない場合」には、規制の対象外とされている (著作権法113条6項)。

不正競争防止法の「技術的制限手段」に係る不正競争行為については、ID・パスワード等の回避自体を対象としていないが、こうした回避を可能にする装置の譲渡やプログラムを提供する行為等を規制の対象としている (不正競争防止法2条1項17号及び18号)。

《参考》 意見募集結果（代表的なもの）

1. 生成AIで生成したコンテンツを特定することに関する意見

- (1) 電子透かしを導入すべきである。
- (2) 電子透かしでの対応は現実的ではない（技術的に消せてしまう）。
- (3) メタデータ（著作者情報、学習の可否等）を付与すべきである。
- (4) 生成AIで生成したものとわかるように明記すべきである。
- (5) Originator Profile (OP) で対応可能か検討すべき。

2. 生成AIにコンテンツを学習されないようにするための技術に関する意見

- (1) 画像等にノイズを付与させることで学習させない運用を行うべき。
- (2) 「robots.txt」の記載による収集制限は、権利者によるオプトアウトとして一定程度機能している。ただし、webサイトの設置者と権利者は必ずしも同一ではないことや、検索目的のクローリングと機械学習目的のクローリングを区別できないため、すべてのクローラーに対してdisallowとすると検索対象からも外れてしまうことに留意が必要。

3. オプトアウト制度等の技術対応に関する意見

- (1) AIの学習済みモデルからデータを除去（オプトアウト）できる技術・仕組みが必要だ。
- (2) オプトアウトを導入できるような法律を整備すべきだ。
- (3) AIの学習段階でオプトイン制度を導入すべきだ。

4. 生成AIに出力時のフィルタリングの技術に関する意見

- (1) フィルタリング技術を導入すべきである。
- (2) フィルタリングを義務付ける法整備を行うべき。
- (3) フィルタリング技術はリスクもある（AI生成物に著作権を与えた場合、AIがその出力スピードにより予めあらゆるコンテンツをつくり先に著作権を主張する創作版のペタントロールのような行為ができると考えられる）。

5. 技術における類否判断の対応可否に関する意見

- (1) どこまで類似するかを定量的に判断することが可能な方法の提供が必要。

残された論点

● 収益還元に関し、今後どのようなビジネスモデルが展開していくことが考えられるか。

【考え方等】

➡ 意見募集では、クリエイターへの収益還元方策の検討の必要性の指摘がなされた一方で、その範囲や方法については、多様な意見が示された。

例えば、著作権が及ばない利用等について収益還元を求めることは、自由な創作を阻害するおそれがあるとの意見のほか、作者たちの協力によってデータセットを構築し、権利を侵害しない手段でAIを利用できる仕組みを考えるべきとする意見が見られた。また、無作為に大量に収集したデータのすべての権利者に利益を公平に分配しようとするのは、非現実的であるとの意見も見られたところである。

したがって、一律の収益還元策を講じることは適切とはいえず、本検討会としては、**民間において講じることが考えられる任意の方策例について、提示することが適切ではないか。**

その際、方策例としては、例えば、以下のものが考えられるのではないか。

<考えられる方策例>

① 追加学習（ファインチューニング）のための学習データ提供

- ・ 特定の用途に沿ったファインチューニング済みモデルの作成のため、データを保有する権利者が学習用データセットを整備し、それを有償で提供する方策であり、同方策に関し、意見募集では、海賊版追加学習モデルの取り締まりを行い、追加学習モデルの正規品の購入を促す必要があるとの意見があった。
- ・ この点、文化庁の検討においても、「少量の学習データを用いて、学習データに含まれる著作物の創作的表現の影響を強く受けた生成物が出力されるような追加的な学習を行うため、著作物の複製等を行う場合」に関しては、具体的事案に応じて、**学習データの著作物の創作的表現を直接感得できる生成物を出力することが目的であると評価される場合には、享受目的が併存するとの解釈の明確化が検討されている。**〔⇒文化庁資料 5 (1) イ〕
- ・ なお、学習データを提供する場合には、**当該データについての権利が及ぶ範囲や生成物の利用条件等について、あらかじめ明確にしておくことが望ましいといえるのではないか。**

<考えられる方策例（続き）>

② クリエイター自らが生成AIを開発したり活用するという方策

- ・ 意見募集では、クリエイターにとっての技術や作風は言わば人生の金型であるとして、生成AIの利用について、クリエイター自身が学習モデルを作成し、クリエイター自身が開発した生成AIを販売したりして収益を上げられるようにすべきだとする意見や、**クリエイター等自身が生成AIを使いこなし、より高度な作品を生み出してそれにより利益を得ることが一番の利益還元**であるといった意見が示された。
- ・ なお、ここにおいても、クリエイター自らが開発した生成AIを他人に販売（使用許諾）する場合には、事前学習するデータの**権利が及ぶ範囲や生成物の利用条件等について、あらかじめ明確にしておくことが望ましい**といえるのではないかと。

③ 裁判等による紛争解決

- ・ 意見募集では、権利者に対する収益還元策については、自身が権利者であると虚偽申告をする者が出現する懸念があるとして、直接の収益還元策よりも、**裁判による紛争解決**を志向する意見も見られた。

➡ なお、現行制度においても、著作物について著作者名を詐称した者は、著作権法121条により刑事罰が科せられ得るが、著作物に当たらないものについて著作物であると称して流通させる行為については、文化庁の現在の検討において、以下のように示されている。

「著作物のライセンス契約のような取引の場面においてこれを行った場合、契約上の債務不履行責任を生じさせるほか、取引の相手方を欺いて利用の対価等の財物を交付させた詐欺行為として、民法上の不法行為責任を問われることや、刑法上の詐欺罪に該当する可能性が考えられる。この点に関して、著作権法による保護が適切かどうかなど、著作権との関係については、引き続き議論が必要であると考えられる。」〔⇒文化庁資料 5 (4) 〕。

残された論点

- 収益還元策の実現のためどのような技術が有効と考えられるか。

【考え方等】

- ➔ 例えば、追加学習のための学習データ提供を行う方策に関しては、当該データの学習について管理するための技術として、**自動収集プログラム（クローラ）による収集を拒絶する技術を活用することが考えられるのではないか。**

《参考》 意見募集結果（代表的なもの）

1. 収益還元の是非に関する意見

- (1) クリエイターへの収益還元方策が検討されるべき。
- (2) 収益還元は、原則として不要（著作権が及ばない利用等について収益還元を求めることは、自由な創作を阻害するおそれがある等）。
- (3) 収益還元の在り方より前に、権利を侵害しない手段でAIを利用できる仕組みを考えるべき。補償金請求権と引き換えに学習・開発段階における著作物等の無許諾利用を認めることは適当でない。また、特定のイラストレーターの絵柄を無断で学習データにして、そのモデルをばらまかれたり、特定の声優の声のデータが販売される状況では、収益還元は現実的ではなく、現段階での議論は早計。
- (4) 収益還元という考え方自体に反対。用語については、「クリエイターへの対価」等と表現すべきで、これらの対価は、利用する組織が赤字であっても契約による支払い義務がある。

2. 収益還元求められる条件等に関する意見

- (1) オプトイン（事前同意）方式であることが前提であるべき。
- (2) 対価の設定・支払いは、著作権者の提示した料金設定、利用範囲に従うとともに、学習データが出力に使用されるごとに報酬が入るなど、少額の買い切りでがなく、継続的に正当な報酬が得られる仕組みであるべき。
- (3) なりすましへの対策が課題。
- (4) AI生成物からの収益には反対（イラストや芸術分野が収益目的の生成物で溢れかえり、文化が荒らされる恐れがある等）。
- (5) 作風が著作権で保護されないと、公式LoRAの海賊版がすぐに作られる。生成AIの学習・出力には作風も保護対象とすることが必要。
- (6) 収益還元は自由契約で行われるべき。

《参考》 意見募集結果（代表的なもの）（続き）

3. 具体的な収益還元策に関する意見

- (1) 無作為に大量に収集したデータのすべての権利者に利益を公平に分配しようとすることは、非現実的。
- (2) 追加学習（ファインチューニング）のための学習データ提供
 - 追加学習のための学習データ提供は、有効な収益還元方策である。
 - 追加学習モデルは無断学習による大規模モデルを土台としていること等を踏まえると、収益還元策として有効に機能し得るのか。
 - 大規模なデータセットで学習した者は、モデルを広く活用可能とすることで利益が還元されている。
 - 海賊版の追加学習モデルの取り締まりを行い、クリエイターの正規品の購入を促す必要がある。
- (3) クリエイター自らが生成AIを開発したり活用する方策
 - クリエイター自らが生成AIを開発・提供したり活用することは、利益還元として有効な方策である。
 - 生成AIを活用して、新たな創作活動に生かしていくことについては、時期尚早と考える。
- (4) 裁判等による紛争解決
 - 収益還元よりは裁判のほうが良い。
 - 収益還元に係る利害調整を取り扱うADR制度の整備により紛争処理をすることが望ましい（本邦は、仲裁人候補者も潤沢に有し、日本国際紛争解決センター等のインフラも備えている）。

(1) 学習用データセットとしてのデジタルアーカイブ整備に関する課題整理

残された論点

● 基本的考え方の整理

- ・ 言語データにとどまらず、美術館や博物館等のアーカイブ機関が保有するコンテンツのデジタルアーカイブを、AI学習用データセットとして整備することの意義について、どのように考えるか。
- ・ AI学習用データセットとしてのデジタルアーカイブ整備に関し、アーカイブ機関が権利者ではない保有データが含まれている場合に、知財法の観点から、アーカイブ機関が法的に留意すべき事項は何か。

【考え方等】

- ➔ 意見募集では、アーカイブを生成AIに利用することは、**文化財の美の価値や精神性を失墜させること**になるといったことや、仮に政府が整備する場合には、**完璧にクリーンなデータを集めることには限界**があるのではないかとする意見があった。

これに対し、AI学習用データとしてのデジタルアーカイブの意義について、例えば、古写真の修復や文字からの肖像画の生成、原生生物から絶滅動物の画像化等、**学術的な面での活用への期待**を述べる意見や、**国際競争力の強化**の上でも、日本国内での大規模なデータセット構築は不可欠であるとして、その意義を述べる意見が示された。また、公共的なデジタルアーカイブの整備と適切な価格での頒布により、公共施設の維持管理費に充てることも可能ではないかとする意見もあった。もっとも、このように、意義を述べる見解においても、**国や地方公共団体が権利を保持する文書等やパブリックドメインのデータをアーカイブ整備し、公開すること**（ただし、プライバシーや機密保持への配慮が必要）から始めるべき等の意見も見られたところである。

著作物のAI学習については、著作権法30条の4の適用範囲に従い判断されることになるが、デジタルアーカイブをAI学習用データセットとして活用することについては、アーカイブ機関が保有するデータの性格を踏まえ、各アーカイブ機関において、まずはこのような**パブリックドメインのデータや公的機関が著作権を有する文書等を中心に整備を進めることを検討することが考えられるのではないか。**

(1) 学習用データセットとしてのデジタルアーカイブ整備に関する課題整理

《参考》 意見募集結果（代表的なもの）

1. AI学習用データセットとしてのデジタルアーカイブに関する意見

- (1) アーカイブをAI学習することは、産業競争力の強化や学術的な活用の可能性等から有意義である。
- (2) アーカイブを生成AIに利用することは文化物の美の価値や精神性を失墜させることになる等の問題がある。
- (3) AIに関する懸念があるため、AI学習用データセットとしてのデジタルアーカイブ整備には賛成できない。

2. クリーンなデータセット（アーカイブ）に関する意見

- (1) 整備するデータがクリーンであることを求める意見（一般利用可能にするならオプトイン形式にすべき等）。
- (2) クリーンなデータのみとすることが実際にできるのかは、懐疑的である。

3. データ整備の条件・留意事項に関するその他の意見

- (1) メタデータの充実・整備等も必要。
- (2) AI学習用にアーカイブを提供する場合、協力者への周知やオプトアウトの機会を設けることが大切。
- (3) 利用条件等を設定すべき。
- (4) 国外の企業が大量の機械学習を行ったテキスト、画像、音声、動画のデータセットを白紙にせよなどと言うのは現実的ではない。また、個人のローカル環境に生成AIは既に普及しており、これを取り締まることは不可能。
- (5) 運用方法等に関する意見（各データの適切なライセンス表示やデータフォーマットの画一性等についてAI開発者とよく議論しながら制作されることを望む／大量データの保存・公開の際に懸念されるサーバーの負担費用を踏まえ、文化的価値の非常に高いデータのみをデジタル保存・公開することが効果的である、等）
- (6) データの整備主体に関する意見（国がそれを整備するということなら賛成／膨大な情報の透明性の維持やデータを提供する人間の信頼性の保証に課題があるため、政府が国民からデータを徴収して国営化するという前提だとしたら、断じて行わない方がよい。）
- (7) 人間が学習・利用できるデジタルアーカイブ整備をまず進めてほしい（漫画・アニメ）。

(2) ディープフェイクについての知財法からの課題整理

残された論点

● 知財法等の扱いに関する基本的考え方の整理

- 他人の著作物（画像や動画）を無断利用している場合には、著作権又は著作者人格権侵害となり得るとともに、動画中の実演の改変については、実演家の権利又は実演家人格権の侵害となり得ると考えられるが、ディープフェイク動画において、外見や声を無断で使用された被写体（実演家ではない者）は、どのような主張が可能か。
 - 肖像権・パブリシティ権の主張の可否及び条件
 - 著作権法に基づく侵害主張の可否及び条件
（被写体による債権者代位権の行使は可能か／被写体は告訴権者として位置付けられ得るか）
 - 上記以外の救済方策の有無（刑法（名誉毀損罪）、不正競争防止法（信用毀損行為）等）

【考え方等】

- ➔ AI生成物に外見や声が含まれている場合、それが肖像権・パブリシティ権の侵害と言えるかについては、**肖像権やパブリシティ権侵害に関する一般的な判断と同様になるのではないか。**
なお、声については、パブリシティ権による保護の可能性はある（資料2（「生成AIと知的財産権に関する横断的見地からの検討」）において検討）参照）。

＜肖像権＞

- **肖像権の侵害と言えるかについては、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して、人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるか**により判断（最判H17.11.10民集59巻9号2428頁〔法廷内撮影事件〕等）

＜パブリシティ権＞

- **パブリシティ権の侵害と言えるかについては、肖像等の無断利用が、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とする**といえるか否かにより判断（例：(a)肖像等それ自体を**独立して鑑賞の対象となる商品等**として使用する場合、(b)**商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付す**場合、(c)肖像等を**商品等の広告として使用する**場合）（最判H24.2.2民集66巻2号89頁〔ピンク・レディー事件〕等）

ただし、具体的事案を踏まえて判断する必要があるところ、アイドルコラージュに関する過去の事例において、「専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とする」場合には当たらないとして、パブリシティ権の侵害が否定されている例があることに留意が必要と考えられる（知財高裁平成27年8月5日判決）。

(2) ディープフェイクについての知財法からの課題整理

【考え方等（続き）】

➡ 著作権法との関係については、以下のように整理できるのではないか。

- ディープフェイク動画において無断利用された動画や画像の著作権者等は、著作権法に基づく侵害主張（損害賠償請求や差止請求等）が可能である。他方、ディープフェイク動画において、外見や声を無断で使用された被写体（実演家ではない者）は、著作物や実演を無断利用されているものではないことから、著作権法に基づく侵害主張を行うことは困難といえる。
- そこで、著作権者等が侵害主張を行わない場合に、被写体がその債権を代位行使することができるかが問題となり得るが、債権者代位権の行使については、被写体が当該著作権者等に対して債権（被保全債権）を有していることが必要であるところ、そのような事態は通常想定し難いと考えられることに留意が必要である（民法423条）。
- また、著作権侵害は原則として親告罪であるから（著作権法123条1項）、刑事罰について公訴提起のためには告訴が必要となるが、告訴権者は「犯罪により害を被つた者」（刑事訴訟法230条）と位置づけられている。このため、著作権法に定める刑事罰に関し、著作権者等でない被写体は告訴権者とは位置づけられないと考えられる点にも留意が必要といえる。

➡ 他方、海外における法規制動向（ポルノや選挙活動等の特定目的下での規制の動きや、偽情報対応全般を目的とした規制の動き）を踏まえれば、**ディープフェイクの諸問題は、知的財産権法とは切り離して議論すべき要請が強い**といえるのではないか。

意見募集においても、ディープフェイクによる悪用事例に対しては、**名誉毀損、偽計業務妨害、詐欺罪**などによる法的措置の発動を求める声があった。

また、**不正競争防止法**との関係においても、例えば、不正競争行為としての**品質等の誤認惹起表示**（同法2条1項20号）や、**信用毀損行為**（同条項21号）に該当する場合には、損害賠償請求や差止請求が可能であるとともに、前者に関しては、刑事罰も科され得る。

なお、G7 広島AIプロセスにおいては、G7 各国は、生成AI等の高度なAIシステムへの対処を目的とした初の国際的枠組みとして、「広島AIプロセス包括的政策枠組み」に合意（2023年12月）。右枠組みにおいては、偽情報対策に資する研究の促進等のプロジェクトベースの協力として、生成AIを用いて作成される偽情報の拡散への対策に資する技術等の実証を実施することも含まれている。

(2) ディープフェイクについての知財法からの課題整理

《参考》 意見募集結果（代表的なもの）

1. ディープフェイク全般に関する意見

(1) ディープフェイクは脅威であり、規制・取り締まりが必要。

○ディープフェイクの問題点等（生成AIによるディープフェイクは、今後、組織的かつ巧妙になり、社会を混乱させていくことになるのではないかと危惧／ 画像生成AIによるフェイク画像は、膨大な画像を情報解析にかけて作られた学習モデルを介して生成されるため、完全に同一のものでなく、偶然似ただけであってフェイク画像ではないと言われる可能性がある／ どの国においてもディープフェイクは国家・社会・経済の安全性を脅かすものだ、等）。

○生成AI自体を規制すべき。

○悪用した人物や悪用行為を処罰すべき。

○自分の個人情報等が意図せずに使用されないよう、生成AIの学習元をオプトイン制にすべき。

○ディープフェイクの問題は生成AIが登場する以前からも多数存在した。

○技術の発展や進展自体を止めるのは難しいので、どのように付き合うべきかを整理する必要がある。

(2) ディープフェイクの諸問題は知的財産とは切り分けて議論すべき（人権侵害であり、知的財産以前の問題／ 関係があるとすれば金融商品取引法（風説の流布）、公職選挙法（選挙妨害）、刑法（侮辱罪）である、等）。

(3) 人の声や顔についても保護が必要。

2. ディープフェイクと現行法の整理に関する意見

(1) 悪用事例については、名誉棄損・偽計業務妨害・詐欺罪など法的措置を取ることが考えられる。

(2) 肖像権・パブリシティ権や知的財産権の侵害になる可能性がある。

(3) 肖像権・パブリシティ権による保護の可能性と限界（利用の痕跡が不明確／ そもそもディープフェイクに使われる生体情報は知的財産ではなく、個人情報に当たるのではないか等）等

3. ディープフェイクの規制手法に関する意見

(1) 警察等による取り締まりや被害者救済のシステムを早急に整えるべき。

(2) AI表示・データ開示等（海外では、生成AI開発者やサービス提供側の義務として、AI生成物であることの表示義務などが議論されているが、提供側が施した対策を利用者が消去した場合の扱いが不明瞭。他方、仮に利用者側にAIマークの保存義務を課すと、憲法の保障する表現の自由に対する制約となる、等）。

(3) デジタル署名による対応

(4) AI判定技術の開発等（ディープフェイクを見破る技術の特許権は、強制実施権の仕組みを使ってでも、適正な対価の支払を前提に世界が使わせてもらえるとよい）。

残された論点

● AIガバナンスの議論との連動

- ・ AIガバナンスで議論される公平性・説明責任及び透明性等のために必要な措置は、AI技術の進歩の促進と知的財産権の保護のバランスの確保の観点からも有効なものを含み得るところ、必要な方策等の検討において、AIガバナンスとの関係についてどのように考えるべきか。
- ・ そのような観点から、例えば作風や声、労力の保護といった観点も含めて、関係法令の適用関係や、採用が推奨される方策の確認など、各方策を通じた横断的な見地からの検討を行う。

【考え方等】

- ➡ 資料2（「生成AIと知的財産権に関する横断的な見地からの検討」）において検討

【I】-6. 社会への発信等の在り方

《参考》意見募集結果（代表的なもの）

1. 発信の在り方に関する全般的な意見

- (1) 生成AIに関する現行法の周知を行ってほしい。
- (2) クリエイターに寄り添い、日本のコンテンツを守る姿勢を取ってほしい。
- (3) 生成AIを使いたい人と使いたくない人の両方の意見を聞いてほしい。
- (4) メリット・デメリットも含め、バランスの取れた発信が必要（社会規範や制度を遵守しつつ、権利者と生成AI利用者が共に納得の行く形を作って欲しい／現状が理想とは程遠いことを認めたくて、AIが社会に浸透するまで、最低限の共通認識を築くことが優先されるべき。知財について、侵害へのストップを発信するだけではなく、個人での合理的な自衛手段を呼びかける内容にシフトするとともに、生成AI全体に対して、まずネット上などでの極端な意見の訂正や誤解の払しょくに努めるべき、等）。

2. 生成AI規制に関する国際動向やAIガバナンスとの調和に関する意見

- (1) 諸外国と足並みをそろえて生成AIの規制を打ち出してほしい。
- (2) AIガバナンスと知的財産の保護活用との統一的な運用が重要である。

3. AIに関する意見

- (1) AI技術についての正確な理解・発信が必要。
- (2) 誹謗中傷は許されるべきものではないことを明言してほしい。
- (3) AI自体のメリットを認識・周知すべき（生成AIそのものに害はなく注意すべきは悪意ある人間であること／生成AIは今後の社会活動を円滑に進める上で必要不可欠な技術であること、等）。
- (4) 生成AI自体のリスク・問題点を認識・周知すべき（イラスト投稿サイト等への無秩序な大量投稿、粗製乱造による検索汚染、児童ポルノなどの違法な性的コンテンツの蔓延、AI画像を手書きと偽る悪質な詐称行為とそれが引き起こす不信感や混乱、手描きイラストレーターへの風評被害、不正確な情報の出力による情報汚染問題、等）。
- (5) AI規制についての意見（発信内容にAI生成物が含まれる場合、その旨を明示すべき等）
- (6) AIで作品の平均化が起き、質の悪い作品で世の中があふれてしまう。人が持つ価値を今一度考える必要がある。

4. その他の意見

- (1) 生成AIの推進に関する意見（自動運転やプログラミングといったAIと芸術系のAIは分けて考えるべき等）
- (2) 周知啓発・情報発信に関する意見（生成AIを使う場合、知らず知らず他人の権利の侵害を行っている場合もあることを周知することが必要、等）。

【Ⅱ】- 1. AIを利用した発明の取扱いの在り方

残された論点

(1) AIを利用した発明に係る現行法制度上の発明者の要件は、どのように考えられるか。

【考え方等】

➔ 特許庁からは以下の見解が示されている。

発明者概念については、学説及び判例によって多少相違があるものの、一般に発明の技術的特徴部分の具体化に創作的に関与した者を発明者とするという考え方が示されている。

また、AIを利用した発明については、自然人が学習用データの選択や、学習済みモデルへの指示等に関与することが想定されており、自然人はその発明の技術的特徴部分の具体化に創作的に関与している。

したがって、AIを利用した発明についても、現段階では現行法制度上の発明者の要件の考え方で対応可能ではないか。

発明者の要件について判示した裁判例

- 「発明者とは、自然法則を利用した高度な技術的思想の創作に関与した者、すなわち、当該技術的思想を当業者が実施できる程度にまで**具体的・客観的なものとして構成するための創作に関与した者**を指すというべきである。もとより、発明者となるためには、一人の者がすべての過程に関与することが必要なわけではなく、共同で関与することでも足りるというべきであるが、複数の者が共同発明者となるためには、課題を解決するための着想及びその具体化の過程において、**発明の特徴的部分の完成に創作的に寄与したことを要する**。そして、発明の特徴的部分とは、特許請求の範囲に記載された発明の構成のうち、従来技術には見られない部分、すなわち、当該**発明特有の課題解決手段を基礎付ける部分**を指すものと解すべきである。」(知財高判H20.9.30〔ウエー八用検査装置事件〕)
- 「ある特許発明の共同発明者であるといえるためには、特許請求の範囲に記載された発明の構成のうち、**従前の技術的課題の解決手段に係る部分、すなわち発明の特徴的部分の完成に現実に関与したことが必要**であると解される。」(知財高判H25.3.13〔二重験事件〕)

【Ⅱ】- 1. AIを利用した発明の取扱いの在り方

残された論点

(1) AIを利用した発明に係る現行法制度上の発明者の要件は、どのように考えられるか。

【考え方等】

現時点では、AI自身が自律的に創作活動を行う段階であるか定かではなく、**AIを自然人が利用した発明創作活動が一般的**と考えられる。この場合、AIを利用した自然人が、**発明の特徴的部分に関与した度合いに応じて発明者を認定する考え方**、つまり**現行法制度上の発明者認定の考え方**が適用できるのではないか。

この点について、意見募集では、現状の発明者認定の考え方に従うべきとの意見や、AIを利用した者を発明者とすべきとの意見が多数あったところである。

これらを踏まえると、AIを利用した発明についても、**現段階では現行法制度上の発明者の要件の考え方で対応可能**と考えられる。

一方、意見募集では他の意見としてAIを開発した者を発明者とすべき、AIを発明者とすべきと言った意見もあり、検討会においては国際調和の必要性について指摘があったところである。

そのため、**現行法制度上の発明者の要件の考え方を基本**としつつ、**今後の国際動向等**を踏まえながら、引き続き必要に応じた検討を進めることが望ましいのではないか。

【Ⅱ】- 1. AIを利用した発明の取扱いの在り方

《参考》 意見募集結果（代表的なもの）

1. 発明者に関する意見

- (1) 現状のAIを利用した発明については人による何らかの貢献があるため、現状の発明者認定の考え方に従って、貢献に基づいて発明者を認定すべき。
- (2) AIは人が利用するツールであり、AIが生み出した利益や責任は利用者が負うべきと考えられるため、AIを利用した者を発明者とすべき。
- (3) AIと人の関与の明確な線引きが困難なため、AIを利用した者を発明者とすべき。
- (4) AI自体に権利能力が認められていないので、AIを開発した者を発明者とすべき。
- (5) AI自体に権利能力を認め、AIを発明者とすることを検討すべき。

2. AIによる自律的な発明の取扱いに関する意見

- (1) AI自体に権利能力が認められていないため、AIによる自律的な発明に特許権を付与すべきでない。
- (2) AIによる生成物は、既存のデータが出力されたものであるから、AIを利用した発明に特許権を付与すべきでない。
- (3) AIによる自発的な発明は、国や第三者機関に帰属させ、又は、管理させるべき。

3. AIを利用した発明であることの開示に関する意見

- (1) AIと人の関与の明確な線引きが困難なため、AIを利用した旨を開示すべき。
- (2) 人による発明であることの証拠を提示させるべき。

4. AIによる自律的な発明は存在しないとの意見

- (1) 現時点ではAIによる自律的な発明は存在しない。

残された論点

(2) AI技術の進展による現行法制度上の特許要件にどのような影響が考えられるか。

【考え方等】

➡ 特許庁からは以下の見解が示されている。

AIの存在が進歩性のレベルに影響を与える可能性など、様々な意見があり、AI技術の急速な進展が特許性の判断にどのような影響を与えるかを注視する必要がある。

これまでも特許審査をする際には、その分野の技術の常識や技術の発展を考慮しながら進歩性の判断を行っており、AI技術の進展についても、進歩性のレベルを適切に設定して判断を行う必要がある。

進歩性の要件の趣旨は、「通常の人が容易に思い付くような発明に対して排他的権利（特許権）を与えることは社会の技術の進歩に役立たないばかりでなく、かえって妨げとなるので、そのような発明を特許付与の対象から排除しようとするもの」（特許庁編「工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第22版〕」）である。

このような趣旨を踏まえ、従来より、進歩性の判断においては「特許・実用新案審査基準」（特許庁）（参考1）に従い、先行技術に基づいて、当業者が請求項に係る発明を容易に想到できたことの論理の構築（論理付け）ができるか否かを検討する際に、当業者の**技術常識や技術水準が考慮**されてきた（参考2）。

残された論点

(2) AI技術の進展による現行法制度上の特許要件にどのような影響が考えられるか。

【考え方等】

AI技術の活用事例として、例えば、候補物質の絞り込み作業の支援業務などが挙げられるが、その利用は試行錯誤（壁打ち）の段階（※）と言える。

（例）

- ・材料科学分野における、マテリアル・インフォマティクスを駆使した新素材開発
- ・医療分野における、遺伝子情報等を利用した創薬開発
- ・食品分野における、売上等の関連データを利用した需給予測 など

（※）現時点では、AIによる化学物質の作用機能の予測は、現実の実験データを代替しうるものではなく、AIによる予測結果のみでは記載要件を満たさないとの意見がある。

その為、AI技術の存在を踏まえつつ、これまでの運用に従い、幅広い分野での活用について技術常識や技術水準を的確に把握した上でそれを考慮することにより、制度の趣旨を踏まえた適切な進歩性の判断が行えるのではないか。

一方、大規模なAIモデルを用いた機能・性質の推定等に関する研究がより発展した場合には、**これまでの進歩性・記載要件等の考え方ではイノベーションの成果を適切に保護することができない可能性があり、今後のAI技術の進展を見据えつつ、必要に応じて適切な進歩性等の在り方を検討すべきではないか。**

残された論点

(2) AI技術の進展による現行法制度上の特許要件にどのような影響が考えられるか。

(参考1) 当業者の定義 (特許庁編「特許・実用新案審査基準」から一部抜粋)

・「当業者」とは、以下の(i)から(iv)までの全ての条件を備えた者として、想定された者をいう。当業者は、個人よりも、複数の技術分野からの「専門家からなるチーム」として考えた方が適切な場合もある。

- (i) 請求項に係る発明の属する技術分野の**出願時の技術常識** (略) を有していること
- (ii) 研究開発(文献解析、実験、分析、製造等を含む。)のための通常の技術的手段を用いることができること。
- (iii) 材料の選択、設計変更等の通常の創作能力を発揮できること。
- (iv) 請求項に係る発明の属する技術分野の**出願時の技術水準** (略) にあるもの全てを自らの知識とすることができ、発明が解決しようとする課題に関連した技術分野の技術を自らの知識とすることができること。

(参考2) 進歩性の判断における技術常識の考慮に触れた裁判例

・従来技術における当該発明に最も近似する発明(「主たる引用発明」)から出発して、これに、主たる引用発明以外の引用発明(「従たる引用発明」)及び**技術常識等を総合的に考慮**して、当業者において、当該発明における、主たる引用発明と相違する構成(当該発明の特徴的部分)に到達することが容易であったか否かによって判断するのが客観的かつ合理的な手法といえる。

(知財高判H23.1.31〔換気扇フィルター及びその製造方法〕)

《参考》 AI技術の進展に伴う権利範囲への影響について

特許発明の技術的範囲は、特許請求の範囲の記載に基づいて定められる（特許法70条1項）が、被疑侵害品が特許請求の範囲に記載された構成と異なる（文言侵害に当たらない）場合であっても、一定の要件の下それと均等なものと認められる場合には、特許発明の技術的範囲に含まれ、侵害（均等侵害）とされる場合がある。

その際の要件の1つである**置換容易性**（下記判例で（3）として挙げられている要件）の判断については、AI技術の進展により、**進歩性のレベルと同様、容易性のレベルに影響が生じる可能性**があると考えられるのではないか。

○均等論の要件を判示した裁判例（抜粋）

特許請求の範囲に記載された構成中に対象製品等と異なる部分が存する場合であっても、

（1）右部分が特許発明の本質的部分ではなく、（2）右部分を対象製品等におけるものと置き換えても、特許発明の目的を達することができ、同一の作用効果を奏するものであって、（3）右のように置き換えることに、当該発明の属する技術の分野における**通常知識を有する者（以下「当業者」という。）が、対象製品等の製造等の時点において容易に想到することができたもの**であり、（4）・・・、かつ、（5）・・・、右対象製品等は、特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明の技術的範囲に属するものと解するのが相当である。

（最判H10.2.24〔無限摺動用ボールスプライン軸受事件〕）

《参考》 意見募集結果（代表的なもの）

1. 特許審査実務に関する意見

- (1) 現行の特許審査実務を継続すべき。
- (2) 「当業者」がAIを利用したことを前提として進歩性の判断をすべき。
- (3) AIによる自律的な発明の取り扱いについて明確な基準を定めるべき。

2. AIを利用した発明であることの開示に関する意見

- (1) 進歩性の判断を適切に行うために、AIの利用の態様を開示させるべき。

3. 審査の迅速化・高品質化等に関する意見

- (1) 特許審査の迅速化のためにAIを積極的に活用すべき。
- (2) AI関連発明の高品質な審査のための審査体制を整備すべき。